

# 情報提供

那医発第 126 号  
令和 8 年 5 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「令和 8 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 236 号  
令和 8 年 5 月 12 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 平安 明  
(公印省略)

令和 8 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、令和 8 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等の取扱いについての通知となっております。

令和 8 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等の施設基準等につきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号)」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号)」に示されておりますが、今般、別添のとおり具体的な手続き等の取扱いについて厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されております。

また、データ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等に関する説明会動画については、後日、下記ホームページに掲載予定となっております。

○ データ提出加算 (A245)

掲載 URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72638.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72638.html)

○ 外来データ提出加算等

掲載 URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72891.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72891.html)

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 令和 8 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等の取扱いについて (令和 8 年 5 月 7 日 (日医発第 293 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺  
TEL : 098-888-0087  
FAX : 098-888-0089  
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第293号（保険）

令和8年5月7日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公 印 省 略）

令和8年度におけるデータ提出加算（A245）及び外来データ提出加算等の取扱いについて

令和8年度におけるデータ提出加算（A245）及び外来データ提出加算等の施設基準等につきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和8年3月5日付け保医発0305第7号）」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和8年3月5日付け保医発0305第8号）」に示されておりますが、今般、別添のとおり具体的な手続き等の取扱いについて厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

また、データ提出加算（A245）及び外来データ提出加算等に関する説明会動画については、後日、下記ホームページに掲載予定となっております。

○データ提出加算（A245）

➤ 掲載URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72638.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72638.html)

○外来データ提出加算等

➤ 掲載URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72891.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72891.html)

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 <令和8年度>」に情報掲載を予定しております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・令和8年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて  
（令8.4.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
- ・令和8年度における外来データ提出加算等の取扱いについて  
（令8.4.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 30 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号。以下「施設基準通知」という。）の別添 3 の第 26 の 4 において、区分番号「A 2 4 5」データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、令和 8 年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いを下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、令和 8 年度診療報酬改定において、区分番号「A 1 0 3」の「2」精神病棟入院料（15 対 1 入院基本料、18 対 1 入院基本料及び 20 対 1 入院基本料に限る。）に係る施設基準の 1 つとしてデータ提出加算の届出が追加されたため、令和 8 年 3 月 31 日において現に当該入院料を算定している保険医療機関が、引き続き当該入院料を算定するためには、経過措置期間の満了日である令和 10 年 5 月 31 日までにデータ提出加算の届出を行う必要があることに御注意ください。

記

1. データ提出加算の届出を希望する病院であって、令和 8 年 6 月 1 日時点で D P C 対象病院又は D P C 準備病院でない病院について

（1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該病院は、施設基準通知に定める様式 40 の 5 を、令和 8 年 5 月 20 日、8 月 20 日、11 月 20 日又は令和 9 年 2 月 22 日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
- ② 様式 40 の 5 の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して 2 箇月分（当該届出の期限が令和 9 年 2 月 22 日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む 2 箇月分）の試行データを作成し、D P C 調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式 40 の 5 を受領した後、D P C 調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールで送信するので、これに従って試行データを作成すること。

- ③ 保険局医療課は、D P C 調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、D P C 調査事務局を通じて保険局医療課から事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに電子メールで送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページに公表する。
- ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式 40 の 7 を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算 1 及び 3 を、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算 2 及び 4 を届け出ること。
- ⑤ 様式 40 の 7 の届出を行った病院は、算定が開始される月の属する四半期（※）からデータを作成（以下「本データ」という。）し、D P C の評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、D P C 調査事務局に提出する。なお、令和 8 年度における様式 40 の 7 の受理日及び作成すべきデータの関係性を別表 1 に示すので適宜参照すること。

※ 第 1 四半期は 2 箇月分、第 2 四半期は 4 箇月分となるため留意すること。

## （2）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を別表 2 にまとめたので、あわせて参照すること。

なお、データ提出加算 2 及び 4 の届出を希望する病院であっても、試行データにおいては、外来 E F 統合ファイル及び K ファイルの作成は必要ない。また、入院 E F 統合ファイルは、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

なお、様式 40 の 5 の届出後、試行データの作成及び提出を辞退する場合、取り下げに係る連絡は不要とし、提出期限までに試行データの提出がなかったときは当該辞退を希望するものとして取り扱う。この場合、別表 2 に掲げる提出期限の属する月の翌月初旬を目処に D P C 調査事務局より、様式 40 の 5 に記載の連絡担当者あてに今後の手続きに関する連絡を行うため、それまでの間、次回試行データに係る様式 40 の 5 の届出等の手続きは行わないこと。

## （3）本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が様式 40 の 7 を受理した後、D P C 調査事務局より本データ作成等に関する案内が電子メールで配信されるため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号）に定めるとおり、データの提出（デ

一タの再照会に係る提出も含む。)に遅延等が認められた場合は、提出期限月の翌々月において、データ提出加算を算定することができないため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、DPC調査事務局あてに当該医療機関のデータが提出されていない場合(提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。)及び提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合(データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。)をいう。ただし、「A207-5」電子的診療情報連携体制整備加算の届出を行っている保険医療機関において、サイバー攻撃により診療体制に甚大な影響等が発生し、データを継続的かつ適切に提出することが困難である場合は、この限りでない。

また、様式1は、本データ作成開始対象月の該当四半期の初月の1日以降の入院症例であって、当該四半期中の退院転棟症例について作成すること。

例) 令和8年5月20日までに様式40の5の届出を行い、6月及び7月の試行データ提出等を経て9月末日までに様式40の7の届出を受理された病院は、10月から12月の本データを作成することとなるが、当該データ(様式1)は、令和8年10月1日以降に入院し、10月から12月に退院転棟した患者を対象とする。

## 2. データ提出加算の届出を希望する病院であって、令和8年6月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院である病院について

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。

ただし、様式40の7の届出をする前に様式40の8の届出実績がある病院及び令和8年5月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であってデータ提出加算の届出を行っていない病院については、次の手続きによること。

- ① 様式40の5を、地方厚生(支)局医療課長を経由して保険局医療課長に届け出ること。
- ② ①の届出を行った病院は、当該届出が地方厚生(支)局に受理された月の属する四半期分のデータを提出するに当たっては、通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータ(全病棟)を作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データと見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。
- ③ 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出されたデータが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、DPC調査事務局を通じて保険局医療課よりデータ提出事務連絡を当該医療機関の担当者あてに電子メールで送信する。あわせて、地方厚生(支)局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労

働省のホームページに公表する。

- ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、様式 40 の 7 を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算 1 及び 3 を、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算 2 及び 4 を届け出ること。
- ⑤ 様式 40 の 7 の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法により D P C 調査事務局に提出すること。

### 3. データ提出加算 1 及び 3 から加算 2 及び 4 への変更を希望する病院について

- (1) データ提出加算 1 及び 3 から加算 2 及び 4 への変更を希望する病院は、様式 40 の 7 を用いて届出を行うこと。
- (2) 算定が開始される月の属する四半期分から外来 E F 統合ファイル分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法により D P C 調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算 2 及び 4 の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算 1 及び 3 へ届出を変更することはできない。

### 4. その他留意事項等について

- (1) 各届出様式の提出先を以下のとおり示すので、提出に当たっては注意すること。
  - ・様式 40 の 5：病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
  - ・様式 40 の 7：病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課
  - ・様式 40 の 8：病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
- (2) データ提出加算に係る施設基準は、様式 40 の 5 の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式 40 の 7 の届出時点で満たしていれば良いこと。
- (3) 当該調査年度において、データ提出の遅延等が累積して 3 回認められた場合には、3 回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式 40 の 8 の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなる。この場合、データ提出加算の届出を施設基準として定めている入院料についても算定できなくなるため十分に注意すること。なお、「遅延等」に該当する事象は 1（3）と同様である。

- (4) (3)に該当しデータ提出加算を算定できなくなった場合は、データ提出加算に係る施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から起算して1年に限り、急性期一般入院料6、地域一般入院料3又は療養病棟入院料2について、データ提出加算に係る届出を行っているものとみなすことができる。
- (5) データ提出等に関する連絡は、1 (1) ③のデータ提出事務連絡を含め様式40の5において登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又はDPC調査事務局より、原則、電子メールで送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

[別表 1]

様式 40 の 7 受理日	算定 開始月	本データ 作成対象月	オンラインによる 本データ提出期限
～令和 8 年 4 月 1 日 (水)	令和 8 年 4 月	令和 8 年 4 月、5 月分	令和 8 年 7 月 23 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 8 年 7 月 22 日 (水)
～令和 8 年 5 月 1 日 (金)	令和 8 年 5 月		
～令和 8 年 6 月 1 日 (月)	令和 8 年 6 月	令和 8 年 6 月～9 月分	令和 8 年 10 月 23 日 (金) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 8 年 10 月 22 日 (木)
～令和 8 年 7 月 1 日 (水)	令和 8 年 7 月		
～令和 8 年 8 月 3 日 (月)	令和 8 年 8 月		
～令和 8 年 9 月 1 日 (火)	令和 8 年 9 月		
～令和 8 年 10 月 1 日 (木)	令和 8 年 10 月	令和 8 年 10 月～12 月分	令和 9 年 1 月 25 日 (月) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 9 年 1 月 22 日 (金)
～令和 8 年 11 月 2 日 (月)	令和 8 年 11 月		
～令和 8 年 12 月 1 日 (火)	令和 8 年 12 月		
～令和 9 年 1 月 4 日 (月)	令和 9 年 1 月	令和 9 年 1 月～3 月分	令和 9 年 4 月 23 日 (金) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 9 年 4 月 22 日 (木)
～令和 9 年 2 月 1 日 (月)	令和 9 年 2 月		
～令和 9 年 3 月 1 日 (月)	令和 9 年 3 月		
～令和 9 年 4 月 1 日 (木)	令和 9 年 4 月	令和 9 年 4 月、5 月分	令和 9 年 7 月下旬予定 ※配送の場合： 令和 9 年 7 月下旬予定
～令和 9 年 5 月 6 日 (木)	令和 9 年 5 月		

※ 作成するデータは、受理日で判断することに留意すること。

[別表 2]

	様式 40 の 5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式 1 の作成対象症例		提出期限
			入院日	退院転棟日	
第 1 回目	令和 8 年 5 月 20 日	令和 8 年 6 月、7 月	令和 8 年 6 月 1 日 入院～	令和 8 年 6、7 月 退院転棟	令和 8 年 8 月 24 日
第 2 回目	令和 8 年 8 月 20 日	令和 8 年 9 月、10 月	令和 8 年 9 月 1 日 入院～	令和 8 年 9、10 月 退院転棟	令和 8 年 11 月 24 日
第 3 回目	令和 8 年 11 月 20 日	令和 8 年 12 月、 令和 9 年 1 月	令和 8 年 12 月 1 日 入院～	令和 8 年 12 月、 令和 9 年 1 月 退院転棟	令和 9 年 2 月 22 日
第 4 回目	令和 9 年 2 月 22 日	令和 9 年 2 月、3 月	令和 9 年 2 月 1 日 入院～	令和 9 年 2、3 月 退院転棟	令和 9 年 4 月 22 日

※ 第 4 回目の試行データのみ、作成対象月が様式 40 の 5 届出期限の月を含めた 2 箇月分になっていることに注意すること。なお、調査実施説明資料に記載する様式 1 以外のデータ作成については下記のとおりである。

- ・様 式 3 : 各試行データ作成対象月における 1 日時点の病床等の情報を入力すること。
- ・様 式 4 : 試行データ作成対象月に退院した症例全て作成すること（自費患者等も含める）。
- ・入院 E F 統合ファイル : 試行データ作成対象月入院中の症例の医科保険診療項目等を作成すること。
- ・H フ ァ イ ル : 試行データ作成対象月の作成対象病棟入院症例の重症度、医療・看護必要度情報を作成すること。

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 30 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

### 令和 8 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

外来医療等におけるデータ提出に係る評価として令和 8 年度診療報酬改定においては、区分番号「A 0 0 1」再診料の注 13 及び「B 0 0 1 - 2 - 9」地域包括診療料の注 4 に規定する外来データ提出加算、「B 0 0 1 - 3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 及び「B 0 0 1 - 3 - 3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に規定する充実管理加算、区分番号「C 0 0 2」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「C 0 0 2 - 2」施設入居時等医学総合管理料の注 5（在宅時医学総合管理料の注 13 を準用する。）及び区分番号「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料の注 7 に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 1 - 2」廃用症候群リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 2」運動器リハビリテーション料の注 8 及び区分番号「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料の注 7 に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号）又は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号。以下「施設基準通知」という。）にその手続きの取扱いについて、お示ししているところですが、令和 8 年度における外来データ提出加算等に係る具体的な手続き等の取扱いを下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 外来データ提出加算等の届出を希望する保険医療機関の手続きについて

##### （1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式 7 の 10 を、令和 8 年 5 月 20 日、8 月 20 日、11 月 20 日又は令和 9 年 2 月 22 日まで（※）に地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。なお、複数の外来データ提出加算等の届出を希望する場合は、該当する項目にチェックの上、届け出ること。

※ 外来データ提出加算については、令和 8 年 11 月 20 日又は令和 9 年 2 月 22 日までが届出の期限であるため留意すること。

- ② 様式7の10の届出を行った保険医療機関は、当該届出の提出期限の属する月の翌月から起算して2箇月分（ただし、当該届出の期限が令和9年2月22日である場合には、当該届出の期限の属する月を含む2箇月分）の試行データを作成し、外来医療等調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式7の10を受領した後、外来医療等調査事務局より試行データ作成に係る案内が電子メールで送信されるため、これに従い試行データを作成すること。
- ③ 保険局医療課は、外来医療等調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認したときは、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課からの事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに外来医療等調査事務局より電子メールで送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページに公表する。
- ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式7の11を地方厚生（支）局に届け出ること、外来データ提出加算等を算定することができる。なお、複数の外来データ提出加算等について届出を行う場合は、該当する項目にチェックの上、届け出ること。
- ⑤ 様式7の11の届出を行った保険医療機関は、算定が開始される月の属する四半期（※1）からデータ（以下「本データ」という。）を作成し、「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）（※2）において指定する期日及び方法により、外来医療等調査事務局あてに提出すること。なお、令和8年度における様式7の11の受理日及び作成すべきデータの関係性を別表1に示すので適宜参照すること。
- ※1 第1四半期は2箇月分、第2四半期は4箇月分となるため留意すること。
- ※2 厚生労働省HP（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67729.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)）の「第7 DPC の評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料等」に掲載している。

## （2）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を別表2にまとめたので、あわせて参照すること。

なお、様式7の10の届出後に試行データの作成及び提出を辞退する場合、当該辞退に係る連絡は不要とし、提出期限までに試行データの提出がなかったときは当該辞退を希望するものとして取り扱う。この場合、別表2に掲げる各提出期限の属する月の翌月初旬を目処に外来医療等調査事務局より、様式7の10に記載の連絡担当者あてに今後の手続きに関する連絡を行うため、それまでの間、次回試行データに係る様式7の10の届出等の手続きは行わないこと。

### (3) 本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が様式7の11を受理した後、外来医療等調査事務局より本データ作成等に関する案内を電子メールで配信するため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日付け保医発0305第6号）に定めるとおり、本データの提出（本データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合、提出期限の属する月の翌々月以降について、算定できなくなるため十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、外来医療等調査事務局あてに当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）及び提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

また、算定ができなくなった月以降に再び本データ提出の実績が認められた場合には、保険局医療課より通知が発出されるため、当該通知に定める日から（当該データを提出した月の翌々月以降）あらためて算定することができる。

### (4) 各届出様式の提出先について

各届出様式の提出先を以下のとおり示すので、提出に当たっては注意すること。

- ・ 様式7の10：保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
- ・ 様式7の11：保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課
- ・ 様式7の12：保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

## 2. 充実管理加算を届け出ている保険医療機関における外来データ提出加算の届出について

既に「B001-3」生活習慣病管理料（I）及び「B001-3-3」生活習慣病管理料（II）の注4に規定する充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関において、新たに外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）の施設基準の届出を行う場合は、あらためて様式7の10の届出を行う必要がある。

また、当該届出を行った場合は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分の充実管理加算に係る本データをもって外来データ提出加算に係る試行データとみなすため、当該本データについては、充実管理加算の対象患者に加え、外来データ提出加算の対象患者も含めて作成する必要があるので十分に注意すること。

### 3. 充実管理加算に係る実績に基づく加算の算定について

#### (1) 実績値の集計について

充実管理加算 1～3 については、各保険医療機関の脂質異常症、高血圧症又は糖尿病に係る実績値により、届出可能な区分が決定される。なお、実績値の集計については、別表 3 に掲げる「実績値の集計対象期間」におけるデータを用いる。

#### (2) 実績値等の通知後の手続きについて

実績値等の通知を受けた保険医療機関においては、別表 3 に掲げる「実績に基づく加算の算定開始日」に間に合うように、様式 7 の 11 を地方厚生（支）局にあらためて届け出る必要がある。なお、加算の区分に変更がない保険医療機関においては、あらためて届出を行う必要はない。

また、実績値等の通知の時期等の詳細については、追って示すこととする。

### 4. 令和 8 年度診療報酬改定前の外来データ提出加算に係る届出の扱いについて

#### (1) 経過措置について

令和 8 年 3 月 31 日において現に生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に係る届出を行っている保険医療機関については、令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り、充実管理加算 1 に係る実績値の要件を満たすものとして扱うこととされている。様式 7 の 11 の届出日別に、経過措置適用の状況等を別表 4 にまとめたので、適宜参照すること。

なお、当該経過措置については、令和 8 年 4 月 1 日から生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に規定する外来データ提出加算を算定できるよう、試行データが適切に提出されているものとして保険局医療課より通知を受けた上で、令和 8 年 3 月 31 日までに様式 7 の 11 の届出を行い、地方厚生（支）局への手続きを終えていればよく、令和 8 年 3 月に外来データ提出加算を算定している必要はない。また、当該経過措置について、令和 8 年 3 月 31 日において現に生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に係る届出を行っている保険医療機関については、令和 8 年 6 月 1 日以降充実管理加算 1 を算定するに当たって、あらためて充実管理加算 1 に係る施設基準の届出を行う必要はない。

ただし、経過措置の終了に伴い算定する充実管理加算が変更となる場合においては、3（2）と同様に様式 7 の 11 を地方厚生（支）局にあらためて届け出る必要がある。

#### (2) 試行データ等の取扱いについて

令和 8 年度診療報酬改定前の外来データ提出加算に係る様式 7 の 10、試行データ等については、令和 8 年 6 月 1 日以降においては、充実管理加算に係る様式 7 の 10、試行データ等として取り扱う。

そのため、令和 8 年度診療報酬改定前に外来データ提出加算に係る様式 7 の 10 の

届出を行い、試行データの提出を行っている保険医療機関において、充実管理加算の算定を希望する場合、あらためて充実管理加算に係る様式7の10の届出及び試行データの提出を行う必要はなく、試行データが適切に提出されているものとして保険局医療課より通知を受けた上で、様式7の11の届出を行うことができる。

## 5. その他留意事項等について

### (1) 施設基準について

外来データ提出加算等に係る施設基準は、様式7の10の届出時点で必ずしも満たす必要はなく、様式7の11の届出時点で満たしていれば良いこと。

### (2) 遅延等の取扱いについて

当該調査年度において、累積して3回の本データ提出の遅延等が認められた場合には、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出(様式7の12の提出)を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から外来データ提出加算等が算定できなくなる。なお、「遅延等」に該当する事象は1(3)と同様である。

### (3) 外来医療等調査事務局からの連絡及び問い合わせについて

データ提出等に関する連絡等は、1(1)③のデータ提出事務連絡を含め、様式7の10において登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は外来医療等調査事務局より、原則、電子メールで送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

### (4) 外来医療等調査事務局の連絡先について

外来医療等調査事務局の連絡先は以下のメールアドレスとする。なお、当日16時30分までに受け付けた質問については、基本的には当日中に返信することとする。

※ 土日、祝日及び年末年始に受け付けた質問については、翌開庁日に受け付けたものとして取り扱う。

・ 外来医療等調査事務局メールアドレス：[support@gairai.jp](mailto:support@gairai.jp)

[別表 1]

様式 7 の 11 受理日	算定 開始月	本データ 作成対象月	オンラインによる 本データ提出期限
～令和 8 年 4 月 1 日 (水)	令和 8 年 4 月	令和 8 年 4 月、5 月分	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 8 年 7 月 29 日 (水)
～令和 8 年 5 月 1 日 (金)	令和 8 年 5 月		
～令和 8 年 6 月 1 日 (月)	令和 8 年 6 月	令和 8 年 6 月～9 月分	令和 8 年 10 月 29 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 8 年 10 月 28 日 (水)
～令和 8 年 7 月 1 日 (水)	令和 8 年 7 月		
～令和 8 年 8 月 3 日 (月)	令和 8 年 8 月		
～令和 8 年 9 月 1 日 (火)	令和 8 年 9 月		
～令和 8 年 10 月 1 日 (木)	令和 8 年 10 月	令和 8 年 10 月～12 月分	令和 9 年 1 月 28 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 9 年 1 月 27 日 (水)
～令和 8 年 11 月 2 日 (月)	令和 8 年 11 月		
～令和 8 年 12 月 1 日 (火)	令和 8 年 12 月		
～令和 9 年 1 月 4 日 (月)	令和 9 年 1 月	令和 9 年 1 月～3 月分	令和 9 年 4 月 30 日 (金) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和 9 年 4 月 28 日 (水)
～令和 9 年 2 月 1 日 (月)	令和 9 年 2 月		
～令和 9 年 3 月 1 日 (月)	令和 9 年 3 月		
～令和 9 年 4 月 1 日 (木)	令和 9 年 4 月	令和 9 年 4 月、5 月分	令和 9 年 7 月下旬予定 ※配送の場合： 令和 9 年 7 月下旬予定
～令和 9 年 5 月 6 日 (木)	令和 9 年 5 月		

注 1) 作成するデータは、受理日で判断することに留意すること。

注 2) 本表における「本データ作成対象月」の考え方について、例えば、算定開始月が令和 8 年 5 月であれば同年 4 月及び 5 月、算定開始月が令和 8 年 9 月であれば同年 6 月から 9 月までのように、「本データ作成対象月」欄に掲げるすべての月を対象とした本データを作成する必要があるため留意すること。

[別表 2]

	様式 7 の 10 届出期限	試行データ 作成対象月	オンラインによる 試行データ提出期限
第 1 回目	令和 8 年 5 月 20 日	令和 8 年 6 月、7 月	令和 8 年 8 月 27 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和 8 年 8 月 26 日 (水)
第 2 回目	令和 8 年 8 月 20 日	令和 8 年 9 月、10 月	令和 8 年 11 月 26 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和 8 年 11 月 25 日 (水)
第 3 回目	令和 8 年 11 月 20 日	令和 8 年 12 月、 令和 9 年 1 月	令和 9 年 2 月 25 日 (木) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和 9 年 2 月 24 日 (水)
第 4 回目	令和 9 年 2 月 22 日	令和 9 年 2 月、3 月	令和 9 年 4 月 30 日 (金) 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和 9 年 4 月 28 日 (水)

注) 第 4 回目の試行データのみ、作成対象月が様式 7 の 10 届出期限の月を含めた 2 箇月分になっていることに注意すること。

[別表 3]

様式 7 の 10 の提出期間	充実管理加算の 算定開始時期 (※ 1)	実績値の集計対象期間	実績に基づく加算 の算定開始時期
令和 7 年 5 月 20 日 (終了)	令和 7 年 10 月 (※ 2) (既に開始)	令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月 (令和 9 年度評価分) 令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月 (令和 10 年度評価分)	令和 9 年 4 月 (令和 9 年度評価分) 令和 10 年 4 月 (令和 10 年度評価分)
令和 7 年 11 月 20 日 (終了)	令和 8 年 4 月 (※ 2)	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 (令和 9 年度評価分) 令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月 (令和 10 年度評価分)	令和 9 年 10 月 (令和 9 年度評価分) 令和 10 年 4 月 (令和 10 年度評価分)
令和 8 年 5 月 20 日	令和 8 年 10 月	令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月 (令和 10 年度評価分) 令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月 (令和 11 年度評価分)	令和 10 年 4 月 (令和 10 年度評価分) 令和 11 年 4 月 (令和 11 年度評価分)
令和 8 年 11 月 20 日	令和 9 年 4 月	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 (令和 10 年度評価分) 令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月 (令和 11 年度評価分)	令和 10 年 10 月 (令和 10 年度評価分) 令和 11 年 4 月 (令和 11 年度評価分)

※ 1 試行データを適切に作成及び提出したと認められ、様式 7 の 11 の届出を行った場合における最短の算定開始時期を示している。なお、令和 8 年 3 月 31 日において、現に生活習慣病管理料（Ⅰ）又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に係る届出を行っている保険医療機関については、充実管理加算 1 に係る実績要件に該当するものとみなす。

※ 2 令和 8 年 5 月 31 日までは外来データ提出加算（生活習慣病管理料）である。

[別表 4]

区分	算定する充実管理加算	
	令和 8 年 6 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	令和 9 年 4 月 1 日以降
令和 7 年 10 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用)	令和 9 年 4 月 1 日から 実績に基づく加算
令和 8 年 4 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用 (※) )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 9 年 9 月 30 日までは 充実管理加算 3</li> <li>・ 令和 9 年 10 月 1 日からは 実績に基づく加算</li> </ul>
令和 8 年 10 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 10 年 3 月 31 日までは 充実管理加算 3</li> <li>・ 令和 10 年 4 月 1 日からは 実績に基づく加算</li> </ul>
令和 9 年 4 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 10 年 9 月 30 日までは 充実管理加算 3</li> <li>・ 令和 10 年 10 月 1 日からは 実績に基づく加算</li> </ul>

※ 経過措置の適用を受けるためには、令和 8 年 3 月 31 日までに様式 7 の 11 を地方厚生  
(支) 局に届け出ている必要がある。